

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「一・〇五パーセント」を「〇・八五パーセント」に改める。

附則第十二項の次に次の一項を加える。

13 平成二十六年三月三十一日までの間に貸付けの決定を行う貸付金については、第五条第一項第五号中「三年以内」とあるのは「三年以内（別表第二の十八の項に掲げる電力需給対策事業に係る資金の貸付けにあつては五年以内）」と、別表第二中

「貸付割合

」とあるのは

「貸付割合及び額

」と、

十七	緊急健康被害等防止事業	一の項から十四の項までに掲げるそれぞれの事業の貸付対象者のうち、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止のために、知事が別に定める基準に適合するものを行うもの	整備資金の一〇〇分の九〇以内
----	-------------	---	----------------

とあるのは、

十七	緊急健康被害等防止事業	一の項から十四の項までに掲げるそれぞれの事業の貸付対象者のうち、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止のために、知事が別に定める基準に適合するものを行うもの	整備資金の一〇〇分の九〇以内
十八	電力需給対策事業	一の項から十四の項までに掲げるそれぞれの事業の貸付対象者のうち、省エネルギー設備、新エネルギー設備、自家発電設備及び電力の効率的な使用に必要な設備を導入するために、知事が別に定める基準に適合するものを行うもの	整備資金の額が一、〇〇〇万円以下の貸付けにあつては一〇〇分の九九以内、整備資金の額が一、〇〇〇万円を超える貸付けにあつては整備資金から一〇万円を控除した額以内

とする。

別表第一の四の項を次のように改める。

四	削除	
---	----	--

別表第一の六の項及び七の項を次のように改める。

六	削除	
---	----	--

七	設備リース事業	政令第一条第二項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八号第一項第一号ハの要件に該当するものであつて、組合員又は所屬員（以下「組合員等」という。）の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に買取予約付きで賃貸するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの
---	---------	---

別表第二の三の項から六の項を次のように改める。

三	施設集約化事業	施設集約化事業を行う次に掲げる者 一 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会 二 一に掲げる者の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合 三 協業組合（二の協業組合を除く。） 四 合併会社又は出資会社	整備資金の一〇〇分の八〇以内
四	削除		
五	共同施設事業	共同施設事業を行う次に掲げる者 一 特定中小企業団体 二 一に掲げる者の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合 三 企業組合又は協業組合（二の企業組合又は協業組合を除く。）	整備資金の一〇〇分の八〇以内
六	削除		

別表第二の三の項を次のように改める。

三	削除	
九	削除	
十	削除	

別表第三の五の項中「、六の項」を削り、同表の九の項及び第十の項を次のように改める。

別表第三の十三の項中「、六の項」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。